

西東京市の文化芸術振興の進め方

市民一人一人が
文化芸術を享受・創造・発信できる
文化の香りあふれるまち

市民、活動団体等
との連携

後期計画（平成 29～30 年度）

中期計画（平成 26～28 年度）

前期計画（平成 24～25 年度）

PDCAサイクルによる進行管理

西東京市文化芸術振興計画
（平成 24～30 年度）

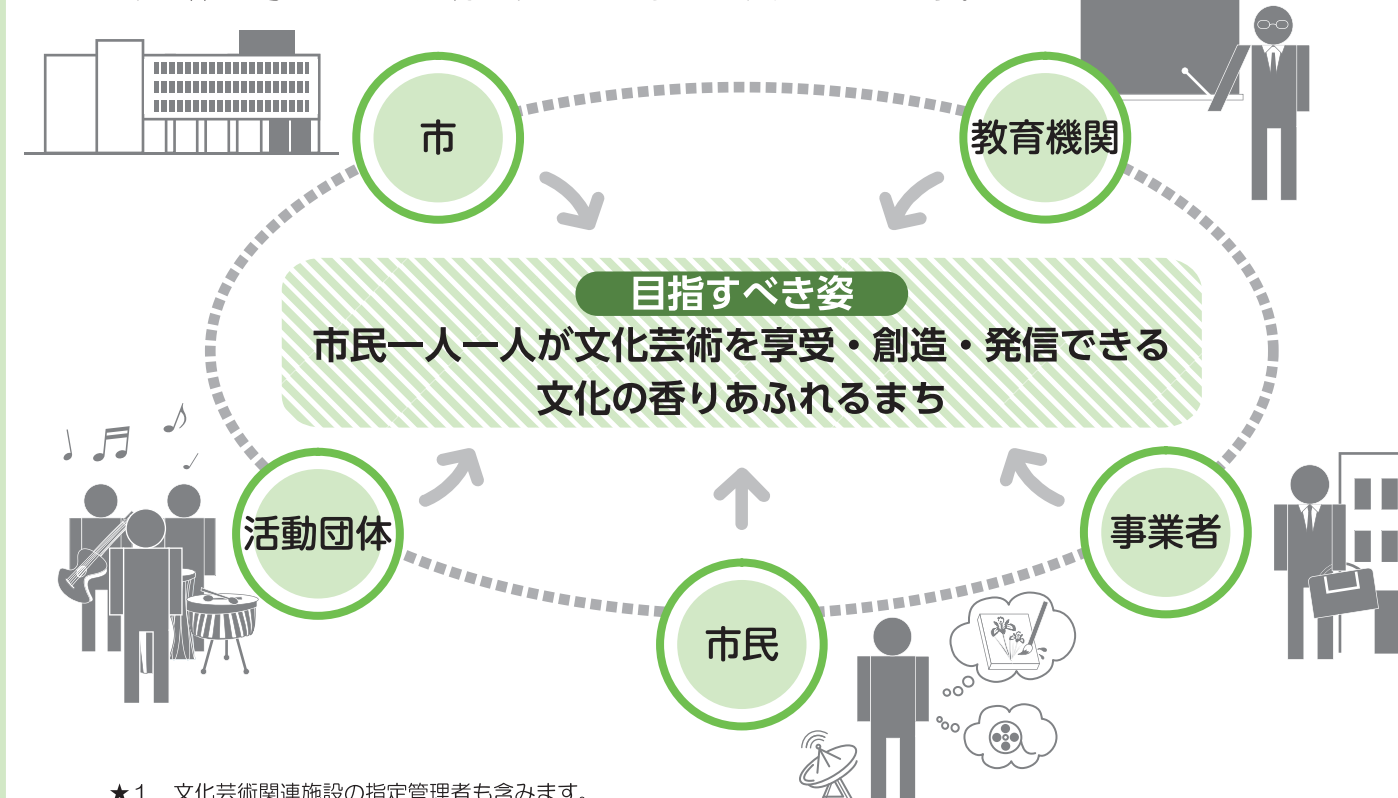
国や他機関との
連携

西東京市文化芸術振興推進委員会

西東京市文化芸術振興条例
（平成 22 年 4 月 1 日施行）

計画の基本的な考え方

西東京市は文化芸術の振興を図るために、「目指すべき姿」を設定し、市*1・市民・活動団体*2等でこれを共有し、一丸となって取組を進めます。



*1 文化芸術関連施設の指定管理者も含まれます。
*2 本計画では、市内で文化芸術活動を行う団体又は文化芸術活動に関わる団体及びそれらの連合体を活動団体と定義します。

計画の5つの基本方針

「西東京市の文化芸術の振興に係る8つの課題」を踏まえ、施策を展開するに当たって、5つの基本方針を定めます。

基本方針	概要
1 参加のきっかけづくり	多様な市民ニーズに合った、鑑賞の場や体験機会の創出や情報提供等、参加のきっかけとなる施策です。
2 市民が活動しやすい環境づくり	市民の円滑な文化芸術活動を支える、施設整備等の環境づくりを行う施策です。
3 伝統文化等の継承	地域の文化財を保存・保全し継承して、地域の伝統文化への愛着や理解を促進する施策です。
4 文化芸術を担う人づくり	市民の主体的な活動を応援するために、人材育成やその活用を推進する施策です。
5 交流による活動の拡大・活性化	市内外の各機関等との連携・協働・交流を通して、文化芸術の振興を図る施策です。

文化芸術振興施策の体系

計画の基本的な考え方に則り、5つの基本方針による施策展開によって、西東京市の文化芸術振興を図っていきます。

